

他都市の定義状況

政令市、中核市、特例市、特別区を抜粋

1 住民

豊島区	豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。
-----	-----------------------------

2 市民(区民)

杉並区	区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
草加市	草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
大和市	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
八戸市	市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
川崎市	本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
文京区	区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
足立区	区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。
静岡市	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
岸和田市	市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
四日市市	本市の区域内に居住する者をいいます。
豊田市	この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
豊島区	区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。 [前号の規定：住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。]
平塚市	市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。
吹田市	市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
札幌市	この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

岐阜市	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
新潟市	市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体

3 市民（区民）等

文京区	区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
四日市市	市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。

4 事業者

杉並区	区内において、事業活動を行うものをいう。
八戸市	市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
文京区	区内において事業活動を行うものをいう。
岸和田市	市内で事業活動を行う者をいう。
四日市市	本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。
豊島区	事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

5 市の執行機関

大和市	執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
四日市市	市の執行機関 市長のほか、教育委員会及び消防本部をいいます。
豊田市	この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
吹田市	執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

6 市長（区長）等

四日市市	市長その他市の執行機関の長をいいます。
豊島区	区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
新潟市	市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

7 参画

杉並区	政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
草加市	市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
足立区	区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。
岸和田市	市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
吹田市	市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
岐阜市	まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
新潟市	政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

8 参加

川崎市	市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
四日市市	市民参加 市民が、市の行政運営（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 3 項の規定により市が処理するものとされている事務を執行する際に、市の執行機関が行う活動をいいます。以下同じ。）に主体的に参加し、市の政策に関する計画、実施及び評価の過程において、自己の意思を反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
平塚市	市民が、議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参画することをいいます。

9 協働

杉並区	地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。
大和市	市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。
八戸市	それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。
川崎市	市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割

	と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。
文京区	協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。
足立区	区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。
静岡市	市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。
岸和田市	市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。
平塚市	市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。
吹田市	市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
岐阜市	地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
新潟市	市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。

10 自治

草加市	市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
四日市市	市民自治 市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。
岐阜市	住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。

11 まちづくり

草加市	前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
静岡市	心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活

	動をいう。
平塚市	市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
札幌市	この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
岐阜市	市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。

12 地域のまちづくり

・定義なし

13 コミュニティ

八戸市	地域コミュニティ 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
-----	---

14 市政

札幌市	この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。
岐阜市	市が行うまちづくりをいう。

15 地方政府

・定義なし

16 市・区

大和市	住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
文京区	区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
豊島区	区 区議会及び区長等をいう。
吹田市	議会及び執行機関をいいます。
岐阜市	市議会及び執行機関をいう。
新潟市	議会及び市長等をいいます。

17 出資団体等

・定義なし

18 パートナーシップ

草加市	市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。
-----	-------------------------------

19 市民活動

八戸市	市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。
-----	-------------------------------

20 地域コミュニティ活動

八戸市	地域コミュニティに関して市民が自主的に行う公益性のある活動をいう。
-----	-----------------------------------

21 協働のまちづくり

八戸市	市、市民及び事業者の協働によるまちづくりをいう。
-----	--------------------------

22 各主体

文京区	区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
-----	-----------------------------------

23 地域活動団体

文京区	地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
-----	---

24 非営利活動団体

文京区	公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
-----	---

25 市議会

四日市市	市議会議員をもって構成される本市の意思決定機関をいいます。
------	-------------------------------

26 公共

岐阜市	公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。
-----	----------------------------------